

平成18年3月31日

長崎県条例第38号

長崎県放置違反金に係る延滞金の徴収等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の4第4項の規定による放置違反金の延滞金の徴収については、この条例の定めるところによる。

(延滞金)

第2条 公安委員会は、放置違反金の納付について督促をした場合において、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該放置違反金の未納金額につき年14.5パーセント(督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(1) 放置違反金の納付命令を受けた者が、災害により納期限までに納付できなかったとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められる場合に、その送達に代えて公示送達をしたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

附 則

この条例は、平成18年6月1日から施行する。